

## 明治大学オープンアクセス方針

2019年10月28日

図書委員会承認

2019年11月20日

学部長会承認

2019年12月4日

理事会承認

### (趣旨・目的)

- 1 学校法人明治大学（以下「本学」という。）は、建学の精神（「権利自由・独立自治」）に基づき、「個」とその連帯により世界水準の研究を推進し、その成果を社会へ還元することで、「知の創造と人材の育成を通し、自由で平和、豊かな社会を実現する」という使命を果たしてきた。

本学は、ここに明治大学オープンアクセス方針（以下「本方針」という。）を策定し、本学において創生された研究成果を広く学内外に公開し、また、そのアクセスを恒久的に保証することにより、学術研究のさらなる発展に寄与し、社会の持続的発展に貢献していく。

### (研究成果の公開)

- 2 本学は、出版社、学協会、本学学部・研究科・研究所等が発行する学術雑誌・紀要等に掲載された、本学に在籍する教職員（以下「教職員」という。）の研究成果（以下「研究成果」という。）を、明治大学学術成果リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学に移転しない。

### (適用の例外)

- 3 著作権等のやむを得ない理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

### (適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用しない。

### (リポジトリへの登録)

- 5 教職員は、研究成果について、できるだけ速やかにリポジトリ登録が許諾される適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は「明治大学学術成果リポジトリ運用指針」に基づき取り行う。

### (その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

### (附則)

本方針は2019年12月5日から施行する。